

第 12 次労働災害防止推進計画

誰もが安心して健康に働くことができる
社会を実現するために



平成 25 年 6 月
鳥 取 労 働 局

《 目 次 》

はじめに	1
1 計画のねらい	1
(1) 計画が目指す社会と取組	1
(2) 計画の期間	1
(3) 計画の目標	1
(4) 計画の評価と見直し	1
2 社会の変化と労働災害の動向	2
(1) 産業別の労働者数と労働災害	2
(2) 就業形態の変化と労働災害	3
3 重点施策	4
(1) 業種別の対策	4
ア 死傷者数の減少を目指す重点業種	5
(ア) 社会福祉施設	6
(イ) 飲食店	6
(ウ) 林業	6
(エ) 陸上貨物運送事業	7
(オ) 製造業	7
(カ) 小売業	7
イ 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種（建設業）	8
ウ 交通労働災害防止対策	9
(2) 健康確保・職業性疾病対策	10
ア メンタルヘルス対策	10
イ 過重労働対策	11
ウ 化学物質による健康障害防止対策	11
エ 粉じん障害防止対策	12
オ 腰痛・熱中症予防対策	12
カ 受動喫煙防止対策	12
キ 健康づくり対策	13
(3) 業種横断的な取組	13
ア リスクアセスメントの普及対策	13
イ 高年齢労働者、非正規労働者対策	13
4 労働災害防止の取組	14
(1) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の活用と連携	14
(2) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進	15

はじめに

鳥取労働局は、昭和33年以来、これまで11次にわたって労働災害防止推進計画を策定し、これに基づき種々の対策を強力に推進してきたところである。

その間、労働災害は確実に減少してきているが、今なお、休業4日以上死傷者数は、年間450人を超え、死亡者は平成9、19、20年には、過去最少として4人を記録しているものの、第11次労働災害防止推進計画（平成20年度～24年度）期間中には34人が死亡している。

本推進計画は、このような労働災害の動向を踏まえつつ、社会の変化、とりわけ産業構造の変化、就業形態の多様化、少子高齢化の影響等労働者を取り巻く状況に対応して、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、平成25年度を初年度として、当局が5年間に重点的に取り組む事項を定めたものである。

本推進計画の策定を契機に、関係者が決意を新たにして、職場における労働者の安全と健康の確保を図るとともに、快適な職場形成に最大限の努力をされるよう切望する。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会と取組

誰もが安心して健康で働くことができる社会を実現するためには、国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取るような社会にしていかなければならない。

この計画は、目指す社会の実現のための平成25年2月25日付け厚生労働省発基安0225第1号「第12次労働災害防止計画の策定について」の厚生労働事務次官通達に基づき、鳥取県内における今後5年間に安全衛生行政が重点的に取り組む事項や方向性を示したものである。

(2) 計画の期間

平成25年度を初年度とし、平成29年度までの5ヶ年計画とする。

(3) 計画の目標

① 死亡災害の撲滅を目指して、第12次労働災害防止推進計画（以下「12次防」という。）期間中においては、第11次労働災害防止推進計画（以下「11次防」という。）期間中の死亡者数（34人）と比して15%以上減少させる。

② 休業4日以上死傷者数については、平成29年において、平成24年（467人）と比して15%以上減少させる。

目標達成のため、平成25年から29年の間における各年の死傷者数を次の数値以下とする。（平成25年452人、平成26年438人、平成27年424人、平成28年410人、平成29年396人）

(4) 計画の評価と見直し

当該計画の実施状況を毎年確認、評価し、2ヶ年経過後及び必要に応じ計画の見直しを検討する。なお、計画を変更する場合には、鳥取地方労働審議会労働災害防止部会委員の意見を聴くものとする。

※計画の目標は、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において名目3%、実質2%を上回る成長を前提として2020年までに実現すべき成果目標の一つとして掲げている「労働災害発生件数を3割減」を踏まえたものである。

2 社会の変化と労働災害の動向

(1) 産業別の労働者数と労働災害

日本が高度経済成長期にあった時期は、製造業と建設業の雇用者数が全体に占める割合が4割を超え、労働災害の多くがそれらの業種で発生していたが、昭和47年の労働安全衛生法の制定により、事業者等の責任が明確化され、安全衛生に関する取組の充実が図られた結果、職場における安全衛生水準は大幅に向上し、製造業や建設業の労働災害は就業人口の減少と共に大幅に減少してきた。

一方、サービス産業の拡大などで産業構造が変化し、第三次産業の就業者の増加とともに、同産業での労働災害も増加してきた。

《表1》 製造業及び建設業の雇用者数の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
就業者数	208,977人	217,564人	229,142人	235,130人	227,970人	214,676人
製造業 (構成比)	55,448人 (26.5%)	58,675人 (27.0%)	55,923人 (24.4%)	50,703人 (21.6%)	40,371人 (17.7%)	36,205人 (16.9%)
建設業 (構成比)	20,297人 (9.7%)	21,116人 (9.7%)	24,443人 (10.7%)	26,509人 (11.3%)	20,644人 (9.1%)	15,067人 (7.0%)
第三次産業 (構成比)	114,001人 (54.6%)	120,756人 (55.5%)	131,558人 (57.4%)	140,364人 (59.7%)	149,563人 (65.6%)	159,704人 (74.4%)

出典(国勢調査)雇用者数を集計

注)第三次産業は、農林漁業、鉱業、建設業、製造業以外の業種の雇用者数の合計。

このような日本全体の労働災害等の傾向は鳥取県にも同様に現れ、昭和60年には製造業と建設業を合わせた雇用者割合は36.2%であったが、平成22年には23.9%まで減少している。また、昭和61年の製造業と建設業を合わせた労働災害は、全体の59.2%を占めていたが、平成23年には34.9%まで減少している。

《表2》 労働災害全体に占める製造業、建設業、第三次産業の割合の変化

	昭和51年 (1976年)	昭和56年 (1981年)	昭和61年 (1986年)	平成3年 (1991年)	平成8年 (1996年)	平成13年 (2001年)	平成18年 (2006年)	平成23年 (2011年)
製造業	31.1%	31.2%	32.2%	31.0%	29.5%	27.7%	25.0%	19.0%
建設業	35.4%	35.6%	27.0%	25.7%	28.0%	25.0%	19.0%	15.9%
製造+建設	66.5%	66.8%	59.2%	56.7%	57.5%	52.7%	44.0%	34.9%
第三次産業	-	-	-	-	21.0%	31.3%	39.2%	46.1%
小売業	-	-	-	-	7.5%	10.3%	10.0%	12.2%
社会福祉施設	-	-	-	-	1.0%	1.6%	4.2%	5.3%
飲食店	-	-	-	-	1.0%	3.4%	1.6%	4.0%

注)平成8年の「小売業」数値は、卸・小売業の件数。

第三次産業は、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産水産業以外の業種の合計。

このような製造業と建設業の動向に対して、第三次産業の雇用者は、昭和60年には県内就業者全体の54.6%であったが、平成22年には74.4%まで増加し、労働災害全体に占める第三次産業の割合も、平成8年の21.0%から平成23年の46.1%まで増加している。

労働災害に占める割合が増加している第三次産業の中でも、社会福祉施設と飲食店は特に大きな増加が見られるが、これは、社会福祉施設にあっては、高齢化の進展による需要の拡大により、従事する労働者が増えていることによるもので、表3のとおり、鳥取県においても、平成16年から21年までの5年間で、36%も介護職員数が増加しており、今後もその傾向が続くことが予想される。また、飲食店については、女性就業者、外食産業の増加により、従事労働者が増加してきていたが、県内人口の減少等により、今後の伸び率は高くはないものと推測される。

《表3》鳥取県内の介護職員の推移

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
人数	6,030人	6,615人	6,676人	5,847人	7,569人	8,200人
平成16年比	1	1.10	1.11	0.97	1.26	1.36

注) 鳥取県長寿社会課資料

これらの第三次産業では、労働者が滑ったり、つまづいたりすることによる転倒災害、重い物を運ぶことなどによる腰痛災害が多くを占めており、こうした災害を防ぐためには、労働者個人の行動に着目することが必要となっている。

健康対策の面では、従来からの作業環境等から生ずる健康障害を防止するための対策に加え、職場の様々なストレスによるメンタルヘルス不調や、過重労働による健康障害、屋内の事務所における受動喫煙、介護作業における腰痛といった問題が、重要性を増している。

(2) 就労形態の変化と労働災害

業種ごとの労働者数の変化に加え、雇用形態にも大きな変化が見られ、鳥取県内における労働者全体に占める非正規労働者の割合は、平成12年に14.8%であったが、平成22年に31.3%と倍増している(表4)。

《表4》正規労働者と非正規労働者の割合の推移

	平成12年	平成17年	平成22年
正規労働者	204,795人	191,824人	214,676人
非正規労働者(注)	30,335人	36,146人	68,359人
	14.8%	18.8%	31.8%
うち男性	9,190人	11,819人	19,284人
	30.3%	32.7%	28.2%
うち女性	21,145人	24,327人	49,075人
	69.7%	67.3%	71.8%

出典(各年の国勢調査より)非正規労働者は以下より集計

注:平成12年及び平成17年は国勢調査における「臨時雇い」の数値。

平成22年は、国勢調査における「労働者派遣事業所の派遣社員」・「パート・アルバイト・その他」の数値を合計。

《表5》非正規労働者の業種別構成比

全産業	製造業	建設業	第三次産業			
			(農林水産業・鉱業・採石業・建設業・製造業以外の業種)	卸売・小売	宿泊・飲食	医療・福祉
68,359人	9,380人	2,237人	52,994人	14,872人	7,843人	10,668人
100.0%	13.7%	3.3%	77.5%	21.8%	11.5%	15.6%

出典(平成22年国勢調査より)

注:第4表における非正規労働者数を業種毎に集計、第三次産業は公務労働者を除く。

非正規労働者の71.8%を女性が占めており、77.5%が第三次産業に集中している(表4、表5)。

労働災害は、急速に進む少子高齢化による影響も受けている。鳥取県内の55歳以上の人口は過去20年間で約1.6倍(表6)しており、高齢者雇用の促進と相まって、高年齢労働者の数が増え、その結果、労働災害に被災する高齢者も増加し、60歳以上の労働災害発生率は、他の年齢に比べても高率となっている。また、死亡率も高くなっている(表7)。

《表6》年齢別雇用者数の推移

	15~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳以上	合計
平成2年 (1990年)	27,746人 12.8%	50,587人 23.3%	63,297人 29.1%	45,610人 21.0%	25,367人 11.7%	4,957人 2.3%	217,564人
平成7年 (1995年)	31,087人 13.6%	48,365人 21.1%	59,147人 25.8%	55,361人 24.2%	27,899人 12.2%	7,283人 3.2%	229,142人
平成12年 (2000年)	28,912人 12.3%	53,361人 22.7%	54,234人 23.1%	61,009人 25.9%	29,747人 12.7%	7,867人 3.3%	235,130人
平成17年 (2005年)	24,469人 10.7%	54,677人 24.0%	49,360人 21.7%	55,701人 24.4%	36,281人 15.9%	7,482人 3.3%	227,970人
平成22年 (2010年)	17,942人 8.4%	47,478人 22.1%	50,772人 23.7%	50,198人 23.4%	40,457人 18.8%	7,829人 3.6%	214,676人

出典(各年の国勢調査より)

今後も非正規労働者の増加と労働者の高年齢化が進むことが見込まれるため、これからの労働災害防止の取組は、非正規労働者及び高年齢労働者に対する対策も考慮していかなければならない。

《表7》年齢別の災害発生率

	19歳以下	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	合計
就業者数	2,690人	37,523人	52,555人	48,100人	49,834人	23,974人	214,676人
死傷者数 (発生千人率)	6人 (2.23)	71人 (1.89)	81人 (1.54)	87人 (1.81)	130人 (2.61)	90人 (3.75)	465人 (2.17)
死亡者数 (発生万人率)	0人 (0)	1人 (0.27)	2人 (0.38)	1人 (0.21)	2人 (0.40)	2人 (0.83)	8人 (0.37)

(出典：平成22年国勢調査、労働者死傷病報告)

3 重点施策

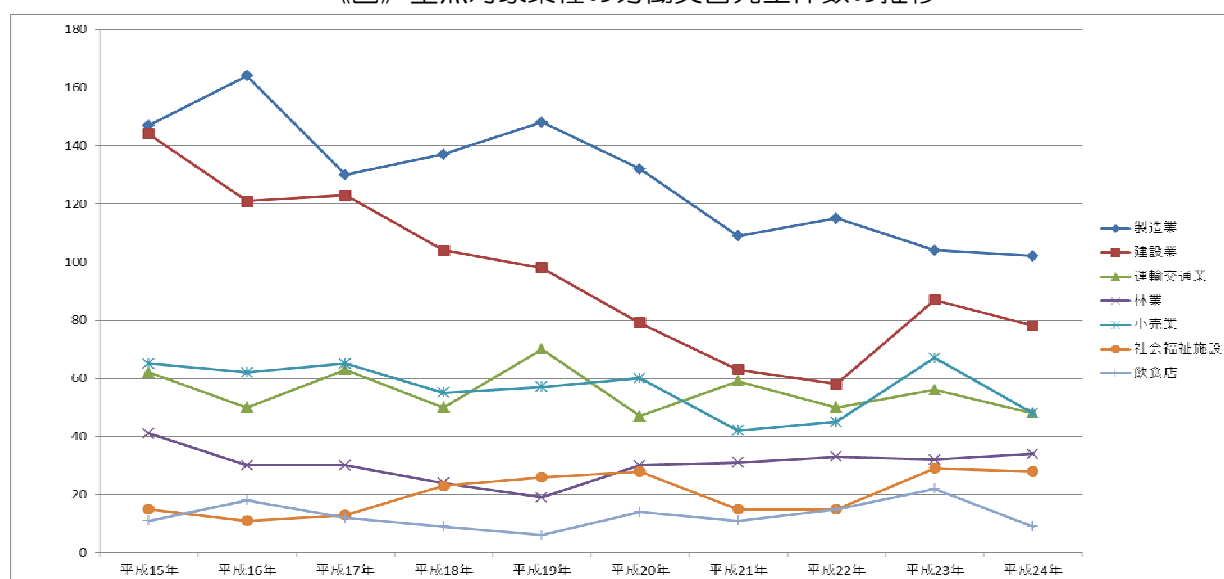
(1) 業種別の対策

10次防期間と11次防期間の労働災害の発生状況を比較すると、これまで重点的に取り組んできた建設業は38.1%、製造業では22.6%とそれぞれ大幅な災害の減少が見られる一方で、林業は逆に11.1%増加している。また、陸上貨物運送事業は、重点的に取り組んできた業種ではあるが、この間、13.7%の減少にとどまり、建設業や製造業ほどの減少を見ていない。なお、建設業は11次防期間中の死亡者が9人で全体の26%を占め、平成24年の労働災害の中では、休業1ヶ月以上の災害(重篤な災害)割合が60.3%と高率である。

1 1次防においては、第三次産業の中でも、卸・小売業、社会福祉施設及び廃棄物処理業を災害多発業種として重点的に労働災害防止を指導してきたところであるが、社会福祉施設は30.7%と大幅な災害増加となった。一方、卸・小売業は9.4%、産業廃棄物処理業を含む清掃業は21.6%の減少となっている。また、卸・小売業の中でも、小売業は休業4日以上死傷者が13.8%減少しているが、1 1次防期間中の死傷者数は262人と全体の1割以上を占めている状況である。第三次産業全体でも、1 1次防期間中の死傷者数の減少は見られず、社会福祉施設のほかに飲食店が25.5%と大幅に増加している。これらの業種では、従事労働者の増加により労働災害も増加したものと推測される。

労働災害を減少させるためには、労働災害が増加している業種、災害が減少していない業種、多発している業種、重篤な災害が多い業種等、それぞれの災害発生の特徴や業界事情等に配慮した、有効で効果的な手法を実施していく必要がある。

《図》 重点対象業種の労働災害発生件数の推移



なお、社会福祉施設、飲食店及び小売業等の第三次産業においては、転倒災害や腰痛等の行動災害が多いことから、1 2次防においては、これら第三次産業共通の取組を掲げることとする。

【第三次産業共通の取組】

- ・安全担当者の選任等、責任者の明確化と安全衛生管理体制の確立
- ・労働者の危険に対する感受性を高め安全意識を高揚させるための取組の実施
- ・不安全行動を排除するため、安全な作業手順の遵守
- ・安全衛生委員会への参加等、非正規労働者の安全衛生活動への参加

ア 死傷者数の減少を目指す重点業種

社会福祉施設、飲食店及び林業は、労働災害が増加している業種であり、陸上貨物運送事業は災害が減少して少なく、製造業や小売業は災害が多発している業種である。これらの業種に対して、業種ごとに数値目標を設定して、労働災害の減少を目指す。

(目標)

平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。	
社会福祉施設	休業4日以上死傷者数を10%以上減少させる。 この目標は介護職員数の大幅な増加を見込んだ数値であり、雇用者数に増加がないと仮定した場合には、35%以上減少させることに相当する水準である。
飲食店	休業4日以上死傷者数を25%以上減少させる。

林業	休業4日以上の死傷者数を15%以上減少させる。
陸上貨物運送事業	休業4日以上の死傷者数を15%以上減少させる。
製造業	休業4日以上の死傷者数を15%以上減少させる。
小売業	休業4日以上の死傷者数を20%以上減少させる。

(ア) 社会福祉施設

社会福祉施設の介護職員数は、鳥取県内ではこれまで年率7%の大幅な増加があり、また、内閣府の社会保障改革に関する集中検討会議の中でも、介護職員数は今後とも年率5%程度の増加があるものと推計しているところである。社会福祉施設は、11次防期間では休業4日以上の死傷者数の30.7%の大幅な増加を見たところであり、その増加分を減少させるべく、労働者数の増加を考慮してその10%削減を目標とする。

11次防期間中の労働災害を事故の型別で見ると、39.1%を占める転倒災害が一番多く、次いで動作の反動・無理な動作災害（腰痛等）が16.5%、墜落・転落災害及び激突災害が7.8%となっている。

【取組】

- ・施設を指導管理する本社機関に対して、安全衛生管理体制の確立、定期的な施設への指導、職員研修の実施等を指導
- ・5S（整理、整頓、清掃、清潔、^{しつぱ}）活動、KY（危険予知）活動等自主的な労働災害防止活動の導入と促進
- ・好事例集・各種マニュアルの普及指導
- ・腰痛予防対策の徹底
- ・許認可権限を有する鳥取県と連携した説明会の開催、連名による安全衛生に係る要請等の実施。

(イ) 飲食店

飲食店の労働者数は、総務省労働力調査ではこの10年余りで1割程度増加している。今後も社会福祉施設ほどの労働者数の増加は見込めないことから、11次防期間の増加した休業4日以上の死傷者数（25.5%）を減少させるため、25%以上の減少を目標とする。

11次防期間の休業4日以上の死傷者では、転倒災害（31.9%）と切れ・こすれ災害（24.6%）で過半数を占めているなど、不安全行動に起因する災害が多い。これまで、行政が十分な指導を実施していなかった業種であることから、基本的な安全衛生対策の実施から指導していく必要がある。

【取組】

- ・自主点検、集団指導、個別指導による安全対策の必要性の指導
- ・多店舗展開している企業の本社に対して、労働災害防止対策の樹立指導
- ・5S活動、KY活動等自主的な労働災害防止活動の導入と促進
- ・好事例集・各種マニュアルの普及指導
- ・食品加工用機械災害の防止

(ウ) 林業

林業の就労者は、国勢調査によると、平成17年が600人で平成22年は526人となっており、鳥取県林政課・農政課調査によると、森林組合での就労者数は平成17年が314人、平成22年は265人で、いずれの調査においても労働者数の減少傾向が見られるところである。11次防期間において休業4日以上の死傷者数が10次防期間より11.1%増加したことから、12次防においては、その増加分を考慮して15%以上の減少を目標とする。

【取組】

- ・伐倒中、枝打中、玉切中の災害が多いことから、伐木・造材作業時における基本的な安全対策の実施について、現場責任者等へ研修会開催により徹底
- ・作業現場の事前調査によるリスクアセスメントの実施の促進

- ・チェーンソー取扱作業指導員によるチェーンソー、刈払機取り扱い作業時における安全作業の徹底
- ・現場責任者に対する安全管理者、安全推進者の的確な指導と安全衛生に係る権限と職務内容の明確化
- ・安全教育の実施及び安全意識の高揚対策の促進
- ・鳥取県、森林管理署および林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部との連携によるパトロールの実施、新規就業者研修会の開催

(エ) 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業は、これまでも重点業種として種々の取組を実施してきたところであるが、労働災害が減少していない業種で、荷役作業時における墜落・転落災害、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害が多く発生していることに加え、近年は動作の反動・無理な動作災害（腰痛等）が増加している。12次防においては、墜落・転落災害の防止及び腰痛対策を重点に、15%以上の減少を目標とする。

被災場所は、荷主の構内のほか、荷の届け先等でも発生していることから、労働災害防止対策はトラック運転者の事業主のほか荷役作業場所を管理する荷主等の協力を得て進める必要がある。

【取組】

- ・陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（荷役作業における労働災害を防止するために、陸上貨物運送事業者、荷主、配送先、元請事業者等がそれぞれ取り組むべき事項を定めたもの）の周知・普及
- ・荷役時の安全作業について、トラック運転者への安全衛生教育の実施の促進
- ・荷主に対する取組の強化
- ・交通労働災害防止ガイドラインの周知・徹底

(オ) 製造業

11次防期間中の休業4日以上死傷者数において、製造業は大幅な減少があったものの全産業の22.9%を占め、最も多く労働災害が発生している業種で、労働災害の減少を目指すためには取り組まなければならない業種である。

製造業の中では、食料品製造業が労働災害の40.2%を占め、事故の型別では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、切れ・こすれ災害が多く発生している。また、激突され災害、交通事故等多くの災害が減少している中で、高温・低温の物質との接触災害（火傷等）が増加している。12次防においては、はさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に、15%以上の減少を目標とする。

【取組】

- ・機械設備の本質安全化の推進及び食品加工用機械災害防止対策（改正省令等）の周知と徹底
- ・リスクアセスメントの導入事業場の拡大と定着
- ・労働災害防止協会等と連携した小規模事業場における安全衛生活動の底上げ
- ・化学物質リスクアセスメントの促進及び化学物質情報の入手と措置の徹底

(カ) 小売業

小売業における11次防期間中の休業4日以上死傷者数は、10次防期間中より13.8%減少しているが、業種分類の中の中分類で最も多く労働災害が発生しており、全体の10.7%を占めている。

事故の型別では、転倒災害が40.5%、動作の反動・無理な動作（腰痛等）11.5%と、労働者の行動が起因している災害が多く発生している。これらの災害は、一般的には、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものと考えられ、労働災害防止に対する事業者や労働者の意識が希薄なものになりがちである。このことを踏まえ、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にもつながるという観点から意識の浸透・向上を図り、12次防においては、休業4日以上死傷者数の20%以上の減少を目標とする。

【取組】

- ・大規模店舗、多店舗展開している企業に対する安全衛生管理体制の確立、定期的な店舗への指導、職員研修の実施等を指導

- ・多くの災害が発生しているバックヤードにおける危険箇所の見える化の促進
- ・5S活動、KY活動、リスクアセスメント等自主的な労働災害防止活動の導入と促進
- ・好事例集・各種マニュアルの普及指導
- ・腰痛予防対策の徹底

《表8》 1次防期間中の業種別事故の型別死亡災害発生状況（人）

	交通事故	墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	その他	合計
建設業	3	2	1	3	9
陸上貨物運送事業	1	1		1	3
製造業			2	1	3
林業		1	1		2
その他	7	2	1	7	17
合計	11	6	5	12	34

イ 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種

1次防期間中の労働災害による死亡者は34人で、10次防期間中より14人（29%）減少し、中でも、製造業（67%）、陸上貨物運送事業（67%）、林業（50%）などで大幅に減少している。一方、建設業は1人の減少（10%）にとどまり、業種別では建設業での死亡者が一番多くなっている。また、死亡災害は多くの業種で発生しており、接客娯楽業5人（雪崩災害等）、商業5人（交通事故等）、道路旅客運送業2人、貨物取扱業2人、清掃業2人、農業で1人発生している。

死亡者を事故の型別でみた場合、交通事故が11人と一番多く、次いで墜落・転落災害6人となっている。

死亡者を減少させるためには業種としては建設業に、事故の型別の対策としては交通事故に対する取組が必要といえる。

また、平成24年に発生した休業4日以上労働災害のうち、休業1月以上の重篤な災害による死傷者割合は53.5%で、業種別では建設業が60.3%と一番高くなっている。

建設業は、休業4日以上死傷者数は大幅な減少傾向にあるが、死亡災害に加え、重篤な災害においてもその発生する確率が高い業種といえ、重篤度の高い災害を防止するため、数値目標を設定してその災害の減少を目指す。

《表9》平成24年労働災害の重篤（休業1ヶ月以上）な災害割合

業種	災害件数（人）	割合（%）	重篤災害件数（件）
製造業	102	55.9	57
建設業	78	60.3	47
陸上貨物運送事業	39	41.0	16
林業	34	44.1	15
小売業	48	50.0	24
社会福祉施設	28	50.0	14
清掃業	20	55.0	11
合計	467	53.5	250

(目標)

1 2次防期間中の死亡者数の目標を達成するため、建設業における死亡者の数を7人以下とする。

(この目標は、1 1次防期間中の建設業における死亡者数(9人)の20%以上の減少に相当する。)

建設業の死亡災害では、交通事故による死亡者が3人で一番多いが、墜落・転落災害でも2人発生している。墜落・転落災害は、1 1次防期間中の休業4日以上死傷者数においても36.4%を占めており、重篤災害が発生する可能性が高いことから重点とした取組が必要である。なお、全国的には、東日本大震災の復旧・復興工事に伴う人手不足等によって、人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことによって労働災害の増加が懸念されている。当地においては、東日本大震災の影響はないと考えられるものの、公共工事の減少に伴い業界全体が縮小しており、そこに工事量が増加することによって、災害の増加が懸念される。

【取組】

- ・墜落・転落災害のうち、足場からの墜落・転落災害は15.8%(1 1次防期間中)を占めていることから、「より安全な足場」の普及徹底
- ・同じくはしご、屋根等からの墜落・転落災害が45.9%(同)を占めていることから、親綱や安全ネットの設置等安全措置の徹底
- ・胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいことから、墜落時に衝撃の少ないハーネス型の安全帯の普及
- ・新規に建設業に就労する者(新規参入者)等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底
- ・仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算し、関係請負人に必要な経費が渡るよう、公共工事発注機関連絡会議等において発注者に要請
- ・アスベスト含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれるため、そのばく露や飛散の防止の徹底、鳥取県等と連携して事前調査の実施と届出の励行を指導し、不適切な事案には厳正な対処
- ・今後示される予定の老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事におけるガイドラインの周知徹底
- ・車両系建設機械、クレーン等の作業計画の策定と適正使用の徹底

ウ 交通労働災害防止対策

表8のとおり、1 1次防期間中の死亡災害は交通事故がその3分の1を占める状況にあり、目標としている「死亡者数の15%の減少」には交通労働災害対策が必須である。

従来交通労働災害防止対策としては、交通労働災害防止ガイドラインの周知、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等と連携した交通危険予知訓練の講習会開催、荷主への要請、改善基準告示の遵守指導等、主として陸上貨物運送事業者に対する指導に重点が置かれていた。

しかし、交通事故による死亡者は、商業4人、建設業3人、陸上貨物運送事業、道路旅客運送業、貨物取扱業、農業など多業種で発生しており、様々な業種で仕事において自動車を運転する機会が多くなっているところである。

また、死亡者11人の作業形態別では、4人がトラック運転中、乗用車運転中とバイク運転中及び歩行中がそれぞれ2人となっており、運転中に被災した7人が相手車両からのもらい事故であった。

そのため、交通労働災害防止対策としては、陸上貨物運送事業者だけではなく、全ての業種の車両を所有する事業者、車を運転する機会のある労働者全体に広く安全意識を喚起させる必要があり、1 2次防期間中においては、全ての事業者とその労働者に対して、交通労働災害防止の啓蒙・周知を行う。

【取組】

- ・交通労働災害防止ガイドラインの周知用リーフレットを作成して広く配布
- ・各種説明会、集団指導等において、同ガイドラインを周知し、交通危険予知訓練、交通安全教育の実施を指導
- ・警察機関が実施している安全運転管理者に対する研修において、事業者としての交通安全教育の実施を要請
- ・その他行政機関、関係団体等と連携した取組の実施

(2) 健康確保・職業性疾病対策

健康面では、労災の請求、認定件数が増加している精神障害を防止するためのメンタルヘルス対策や、労災認定件数が減少していない脳・心臓疾患を防止するための過重労働対策に対して引き続き重点的取組が必要である。

また、印刷業での胆管がんの集団発生を契機とした化学物質による健康障害防止対策、様々な職場で増加している腰痛対策、夏季を中心に発生している熱中症対策にも取組が必要である。

さらに、定期健康診断結果においては、約半数の労働者に異常所見が認められる中で、二次検診の実施等疾病の早期発見・早期治療につながる健康診断実施後の事後措置の徹底を図っていく必要がある。

《表 10》主な疾病の発生状況の推移

疾病	10次防期間 (H15~19)	11次防期間					合計	
		H20	H21	H22	H23	H24		
脳・心臓疾患	18 (10)	1 (2)	3 (2)	3 (0)	2 (0)	6 (3)	15 (7)	33 (17)
精神障害	10 (3)	2 (0)	2 (0)	6 (0)	3 (3)	4 (3)	17 (6)	27 (9)
業務上疾患	151	36	24	33	34	27	154	305
腰痛	51	14	12	11	19	15	71	122
熱中症	5	0	0	5	1	3	9	14

※脳・心臓疾患、精神障害は年度集計で、上段が請求件数、下段の（ ）内が認定件数

ア メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策としては、不調者の早期発見・早期治療につながる事業場内の体制整備に加え、メンタルヘルス不調者を出さない職場環境づくりに向けた改善が必要である。

平成21年度から実施している県下の労働者30人以上の事業場に対するアンケート結果では、何らかのメンタルヘルス対策を実施している事業場は徐々に増加しているものの、平成24年度においても54.0%にとどまっている。

メンタルヘルス対策を推進するに当たっては、経営トップの決断と率先した取組が重要であることから、今後とも経営者への働き掛けを実施していくとともに、実務担当者を養成するための研修会を開催していく必要がある。

(目標)

平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者30人以上の事業場の割合を80%以上とする。

【取組】

- ・メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、日常的に労働者と接する管理監督者の対応が重要であるため、管理監督者と労働者への教育研修の実施等を推進

- ・メンタルヘルス不調を予防する観点から、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組例等について、ポータルサイト「あかろい職場応援団」等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント対策を推進
- ・労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進
- ・職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要であるが、メンタルヘルス対策への取り組み方が分からないとしている事業場（同アンケート調査で60.3%）、専門スタッフがいない事業場（同調査78.9%）が多いため、経営者安全衛生研究会やメンタルヘルス推進担当者研修等の開催による事業者支援の強化
- ・事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるように作成される職場復帰支援事例集、職場復帰モデルプログラムを働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」等を通じて広く周知
- ・事業者がメンタルヘルス不調者の職場復帰支援に積極的に取り組めるよう、メンタルヘルス対策支援センター等の活用の推奨

イ 過重労働対策

厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも長時間労働の抑制が重要となっている。

【取組】

- ・事業者による健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理による健康管理と併せ、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理を徹底させ、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを低減化
- ・過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場に対する再発防止対策の徹底
- ・鳥取県地域産業保健センターを活用した産業医等による長時間労働者への面接指導の徹底
- ・不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種等に対して、効果的な疲労回復としての休日・休暇の付与・取得の促進
- ・恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」の遵守等による時間外労働の削減の推進

ウ 化学物質による健康障害防止対策

鳥取県内では、印刷業での胆管がんは発症していないが、化学物質による健康障害への関心が高まっており、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の規制物質の法定事項の履行に加え、規制対象外の化学物質による健康障害へのリスクの低減化対策が重要となっている。

【取組】

- ・新たに規制の対象となった化学物質等に係る情報は、速やかに事業場へ周知とその措置の徹底を指導するとともに、現在有害性が明らかになっていない化学物質についても、逐次発がん性に重点を置いた有害性評価とその結果等に基づく必要な規制を関係事業場に周知
- ・規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質に対するリスクアセスメントの普及促進
- ・リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付の促進
- ・化学物質の性状や取扱量等の情報から作業環境中の濃度が推定できる手法等の普及及び発散抑制措置の性能要件化の普及
- ・石綿について、大気汚染防止法及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(建設リサイクル法)による届出を関係機関との情報提供体制を確立して把握し、実地調査等により石綿の漏えい防止対策を推進

エ 粉じん障害防止対策

粉じんによる健康障害防止対策等については、別途作成する平成25年度を初年度とする「第8次粉じん障害防止総合対策」(5ヶ年計画)によることとする。

オ 腰痛・熱中症予防対策

腰痛と熱中症の発生状況は表10のとおり増加傾向にあり、腰痛は小売業、病院・診療所、社会福祉施設、製造業、陸上貨物運送事業などの多業種で発症し、熱中症は建設業、製造業等で発症している。

腰痛については、平成25年度に改正される「職場における腰痛予防対策指針」の周知とその実施の促進を図ることにより、数値目標を設定して取り組むこととする。

なお、熱中症については、発生件数が少ないことから独自目標は設定せず、夏季を中心に建設業、林業、製造業などの業種を指導することとする。

(目標)

平成24年と比較して、平成29年までに社会福祉施設の腰痛を含む死傷者数を10%以上減少させる。

(ア) 腰痛予防対策

【取組】

- ・特に腰痛が懸念される社会福祉施設(介護施設)、病院・診療所、小売業、を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを含め、腰痛予防対策指針で示す労働衛生教育の促進
- ・社会福祉施設(介護施設)に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、5Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底
- ・事業場で事業者が腰痛予防教育を行うことができるようにするため、教育内容を業界団体や介護労働者養成機関に対して周知

(イ) 熱中症対策

【取組】

- ・職場における熱中症予防対策の普及・徹底
- ・WBGT値(暑さ指数)の測定の励行とその予想値がWBGT基準値を超えるおそれがある場合の作業環境管理、作業管理の徹底

カ 受動喫煙防止対策

毎年4月に実施している労働者30人以上の事業場に対するアンケートにおいて、平成24年度は回答事業場の86.4%が喫煙対策を実施していると回答しているが、その内容は不明である。受動喫煙防止対策については、独自の数値目標は設定せず、今後、当該アンケートにおいて具体的な内容等を調査するとともに、受動喫煙防止対策の一層の普及を図ることとする。

【取組】

- ・受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施による受動喫煙防止対策の普及・促進
- ・飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置による受動喫煙防止対策の実施を徹底
- ・受動喫煙防止対策助成金制度の周知

キ 健康づくり対策

鳥取県は、平成25年度を初年度とする「健康づくり文化創造プラン」（5ヶ年計画）において、働き盛り世代の健康確保対策の充実を計画しており、また、生活習慣病健康診断の普及を図る全国健康保険協会鳥取支部が、共に職域における労働者の健康づくりに積極的に取り組むこととしている。このため、当局においても、労働者の健康確保対策を推進するために、これらの機関と連携して取り組む。

【取組】

- ・健康診断結果に基づく医師による就業上の意見聴取のほか、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」の徹底
- ・産業保健三事業を実施する機関との連携と当該事業の有効活用の徹底
- ・事業主等を対象とした健康づくりセミナー等の共同開催

(3) 業種横断的な取組

ア リスクアセスメントの普及対策

毎年4月に実施している労働者30人以上の事業場に対するアンケートにおいては、平成21年にリスクアセスメントを実施していると回答した事業場は10.2%であったが、平成24年には30.1%に上昇している。この内、製造業については40.9%の実施率で、リスクアセスメントの導入が少し進んでいる。また、同アンケートでは、実施を検討中(36.1%)と予定していない(27.4%)を合わせると6割以上を占める状況で、まだまだ普及が遅れている。リスクアセスメントの普及促進のためには、経営トップの理解と協力が不可欠であることから、平成24年度には、メンタルヘルス対策と併せて経営者安全衛生研修会を開催したところであり、引き続き、担当者の養成研修とともに経営者への働き掛けを行っていく必要がある。

【取組】

- ・製造業の中小規模事業場から非製造業の中規模事業場へのリスクアセスメント導入事業場の拡大展開
- ・鳥取県、建設業労働災害防止協会鳥取県支部と連携した建設現場でのリスクアセスメントの導入促進
- ・リスクアセスメントが定着している事業場に対しては、労働安全衛生マネジメントシステム導入の促進
- ・有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントの導入の促進

イ 高年齢労働者、非正規労働者対策

55歳以上の労働者は表6のとおり、平成12年から平成22年の10年間に1万人余り、率にして30%近く増加しており、労働災害に占める60歳以上の割合も平成15年から平成24年までの10年間で緩やかな増加傾向にある。60歳以上の高年齢労働者は、今後さらなる増加が予想されるため、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生防止を強化する必要がある。

また、労働者の3人に1人が非正規労働者となっており、特に第三次産業でその割合が増大している。安全衛生活動においては、非正規労働者などを含め労働者の属性にかかわらずそれが確実に実施されるよう指導を行っていく必要がある。

《表11》高年齢者の労働災害発生状況の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
死傷者数(人)	601	585	576	548	569	521	452	465	547	467	5331
60歳以上(人)	91	109	99	77	75	94	93	90	122	82	932
構成比(%)	15.1	18.6	17.2	14.1	13.2	18.0	20.6	19.4	22.3	17.6	17.5

【取組】

- ・高齡化や高齡者雇用の進展に伴う高年齢労働者数の増加により、高年齢労働者の労働災害が増加しているため、高齡者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体、業界団体等と連携した指導の実施
- ・高年齢労働者は、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクが増大することの教育と広報による注意喚起
- ・基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理の徹底を促し、自分の健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することがないように注意喚起
- ・体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会鳥取県支部等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックとその結果に基づく適切な作業配置を促進
- ・定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や鳥取県地域産業保健センター等を通じて周知徹底
- ・パートやアルバイトなどの非正規労働者に関する雇入れ時教育や健康診断の実施などの安全衛生活動の確実な実施を指導
- ・建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、就業形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいにならないよう、多様な就業形態が混在するような労働現場に対して、労働災害防止の責任の明確化を指導

4 労働災害防止の取組

(1) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の活用と連携

労働災害は長期的には減少してきているものの、建設業等では依然として重篤な労働災害が多発し、第三次産業の労働災害の増加等により、平成 22 年以降 2 年連続で労働災害が増加するという事態となっている。このような厳しい状況に対応するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組んでいくことが必要になっている。

また、民間企業の経営状況は厳しく、社内で専門的に安全衛生を担う十分な人材を育成することが難しくなる中、企業からの求めに応じて安全衛生業務を担う専門機関の育成と、企業が専門機関を活用しやすい仕組みの検討が必要となっている。

【取組】

- ・事業場の安全衛生水準の向上のために、安全衛生分野の専門家である労働安全・衛生コンサルタントの一層の活用
- ・専門家の知識やノウハウを活用しながら、鳥取県内の安全衛生施策を推進していくために、安全衛生労使専門家会議の活用
- ・労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について最も専門的なノウハウを持ち、業界の労働災害防止活動の推進役、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う専門家集団としての労働災害防止団体へ、情報の提供等の支援の実施
- ・労働災害防止団体が、労働災害防止団体法の精神に則り、労働災害防止活動への技術的指導等において、具体的計画を定めて自ら責任をもって実施すること及び様々な技術上のガイドラインを策定し、安全管理士、衛生管理士などを活用して運用することを奨励
- ・安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置いて、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行う等業界と協調的な取組の推進

- ・事業場における独立行政法人労働者健康福祉機構鳥取産業保健推進連絡事務所、メンタルヘルス対策支援センター、鳥取県地域産業保健センターの活用を支援し、小規模事業場の産業保健活動を促進
- ・周辺住民にも影響を及ぼすアスベストを含む建築物の解体工事等において、アスベストのばく露や飛散の防止措置を徹底させるための鳥取県等との連携の強化

(2) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

労働者の安全や健康にかかわる問題である安全衛生対策が、企業や一般社会の中で十分に共有されていない状況にもあり、安全や健康のためのコストは不可欠であることを正しく理解して、安全・健康の確保が何よりも優先される社会、企業風土を創造していく必要がある。

また、企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、労働者の安全や健康を守らなければならないという経営トップの強い意識が重要である。

【取組】

- ・全ての事業者が、労働者の安全や健康に配慮した職場環境や労働条件を志向する社会を実現するため、業界や企業の安全衛生水準の可視化を推進し、労働者や国民全体に直接働きかけを行うなど、安全衛生対策に関する社会全体の意識の高揚を推進
- ・労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会を活用して、労働者の安全や健康に関する意識付けを推進
- ・県民や労働者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高めるため、働く場での安全や健康を確保するための情報をホームページや広報により積極的に提供